



長野県報

9月12日(月)
平成28年
(2016年)
第2807号

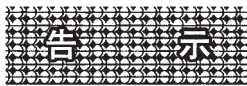
目次

告示

| | |
|------------------------------------------------------------------|---|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課) | 1 |
| 解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) | 1 |
| 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく土地の区域の指定(都市・まちづくり課) | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 1 |

公告

| | |
|---------------------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課) | 2 |
|---------------------------------------|---|



長野県告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年9月12日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

| 医療機関の名称 | 所在地 | 辞退予告期間 終了年月日 |
|---------|-----------------|-----------------|
| 岩下医院 | 北佐久郡立科町大字芦田1165 | 平成28年 7月15日 |

保健・疾病対策課

長野県告示第511号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年9月12日

長野県知事 阿部守一

- 解除に係る保安林の所在場所
小諸市大字滋野甲字北山4162の593
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第512号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成16年長野県条例第23号)第5条第1項の規定により、土地の区域を次のとおり指定します。

平成28年9月12日

長野県知事 阿部守一

| 都市計画区域名 | 区域の名称 | 指定する区域 |
|----------|-------|------------------------------------|
| 須坂都市計画区域 | 高甫地区 | 須坂市大字野辺の一部、大字八町の一部の区域のうち、別に図面で示す区域 |

(備考) 図面は省略し、長野県建設部都市・まちづくり課、長野県野地方事務所及び須坂市役所に備え、縦覧に供します。

都市・まちづくり課

長野県北信建設事務所告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年9月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年9月12日

長野県北信建設事務所長 荻野厚

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 292号

3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------------------------------------|-----|-----------------------|----------------------|
| 飯山市大字旭字川下8105番の3地先から 飯山市大字富倉字川上4492番の5地先まで | 旧 | 6.0~17.0 ^m | 0.2000 ^{km} |
| | 新 | 11.0~27.0 | 0.2200 |
| 同 上 | 新 | 11.0~27.0 | 0.2200 |

道路管理課

県民協働課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月12日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すみれ

3 代表者の氏名

長原 康俊

4 主たる事務所の所在地

須坂市大字高梨字梨ノ木93番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、緑の創造とその維持管理を推進し、もって緑のまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年9月12日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年9月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おもいやり乙女平

3 代表者の氏名

吉田 周平

4 主たる事務所の所在地

東御市滋野736番地128

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅であるいは通所で介護の必要な高齢者や障害者、子育てに悩む人々、その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、思いやりのある助け合い事業及び通所介護・居宅介護支援事業を行い、一人ひとりの地域住民が、「お互いが福祉の担い手であり、受け手である」という認識のもと、自分らしく暮らし続けられる地域社会作りと、福祉の増進に寄与することを目的とする。